

静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月28日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第71条の次に次の1条を加える。

（運営規程）

第71条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- （1）事業の目的及び運営の方針
- （2）職員の職種、員数及び職務の内容
- （3）営業日及び営業時間
- （4）利用定員
- （5）就労継続支援A型（生産活動に係るものを除く。）の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- （6）就労継続支援A型（生産活動に係るものに限る。）の内容、賃金及び第79条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- （7）通常の事業の実施地域
- （8）サービスの利用に当たっての留意事項
- （9）緊急時等における対応方法
- （10）非常災害対策

(11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(12) 虐待の防止のための措置に関する事項

(13) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

第78条に次の1項を加える。

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第79条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第84条中「、第36条」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。